主 文

本件各上告を棄却する。

玾 由

被告人両名弁護人古川勝正の上告趣意(後記)は、結局事実誤認量刑不当の主張 に帰し刑訴応急措置法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 福島幸夫関与

昭和二六年五月二九日

最高裁判所第三小法廷

裁判官

裁判長裁判官 長 谷 川 太一 郎 井 裁判官 上 登 保

島